使用料金表(運動施設)

(単位:円)

					<u>(単位:円)</u>
施	設	使用区分	学 校	総合公園	社会体育施設等
,, ,	- ^-	午前			1,500※
	育 館	午後			1,500%
(甘楽町・旧二中・三中)					
					1,500※
ミーティングルーム		午前			甘楽町体育館
		午 後			と一体で使用
		夜 間			
		午前			500
旧二中武道場		午後			500
		夜間			500
			1500\%		300
小中学校体育館		午前	1500※		
		午後	1500※		
		夜間	1500※		
中学校武道場•卓球場		午前	500※		
		午 後	500 ※		
		夜間	500※		
		午前	500		
校 庭 夜間照明		午後	500		
		夜間	500		
		1H毎	100	2 200	+
12 目	;;;; <u>1</u> 1		100	2,300	
野球場		午前		1,000	
		午 後		1,000	
		夜 間		1,000	
運動場	陸上競技場(全面)	午前			1,000
		午後			1,000
		夜間			1,000
	陸上競技場(半面)	午前			500
		午後			500
					500
				500	300
	Aグラウンド	午前		500	
		午後		500	
		夜 間		500	
	Bグラウンド(全面)	午前		1,000	
		午 後		1,000	
		夜間		1,000	
	Bグラウンド(半面)	午前		500	
		午後		500	
		夜間		500	
	琴平山グラウンド	午前		300	500
		午後			500
		夜間			500
	浅間堤グラウンド	午前			500
		午後			500
		夜 間			500
テニスコート	全天候(1面) (ふるさと館前)	午前		300	
		午後		300	
		夜間		300	
	クレーコート(1面)	午前		200	200
	(総合公園・浅間堤・	午後		200	200
	旧二中)	夜間		200	200
					200
弓 道 場		午前		500	
		午後		500	
		夜 間		500	
1					

- ・※ 当分の間、体育館の使用料(甘楽町・旧二中・三中)は、この規定にかかわらず、1使用区分 500円とする。
- 当分の間、小学校体育館の使用料は、この規定にかかわらず1使用区分500円(**6月から**・※ **10月、1月から3月は800円**)とする。ただし、甘楽中学校体育館については、1使用区分
 1,000円(**6月から10月、1月~3月は1,600円**)とする。
- ・※ 甘楽中武道場及び卓球場は、1使用区分500円(**6月から10月、1月から3月は800円**) とする。

備考

- 当分の間、社会体育施設及び学校施設の使用料は、この規定にかかわらず、同一施設において、同一団体等で同一年度内で50,000円を超えた使用料は減免とする。
- 使用区分を越えた使用時間の繰り上げ又は延長による使用(使用が可能な場合に限る)の場合は、2時間を限度として時間当りの使用料を加算する。
- ・ 利用時間は、午前は7:00~12:00、午後は12:00~17:00、夜間は17:00~21:30
- ・ 町外者の利用は5割増し、営利目的等利用は2倍の使用料とする。